

特許料金等について

参考資料

1. 特許特別会計の概要

(1) 特許特別会計の設置の目的

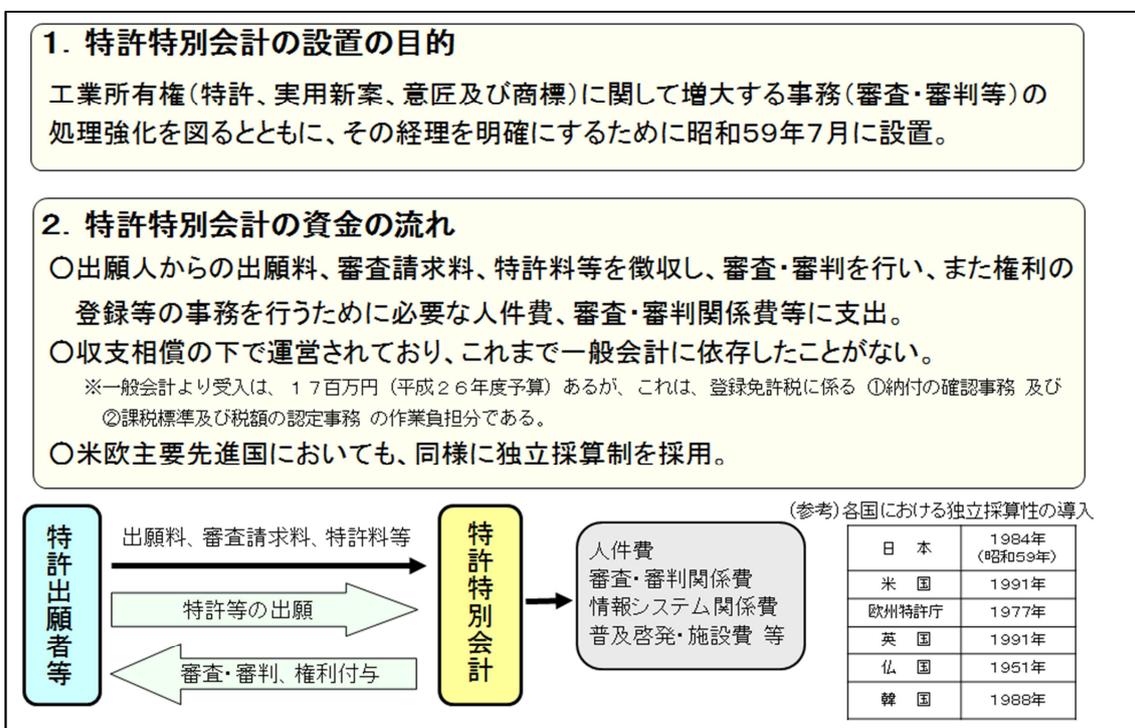
特許特別会計は、技術の進歩に伴う審査内容の高度化や出願件数の増加等により、審査期間が長期化していた状況の下、工業所有権(特許、実用新案、意匠及び商標)に関して増大する事務(審査・審判等)の処理強化を図るとともに、その経理を明確にするため、昭和59年7月に設置されたもの。

特別会計は、特定の収入、特定の支出をもって、一般会計とは区分して経理することとされており、受益と負担の関係を明確にすることで、特許行政を安定的に運営していくことを可能としている。

(2) 特許特別会計の運営の考え方

特許特別会計は、収支相償の原則の下、出願人からの特許料等に基づく収入により、審査・審判等の特許行政に係る事務に要する費用を支弁する仕組みとなっており、特許特別会計全体で中長期的に収支が均衡するよう安定的に運営されている。

【図表 1】 特許特別会計の概要



(3)特許関係料金の性質

・出願料

出願に係る事務処理の費用に対する対価として徴収される手数料であり、特許法の目的である発明奨励等の観点から、実費を下回り、容易に出願できる程度の水準に政策的に設定されている。

法制的には、実費を勘案しつつ政策的に上限を法律で定めた上で、政令に具体的な額が規定されている。

・審査請求料

審査の費用に対する対価として徴収される手数料である。審査請求制度は、特許出願のうち特許性や事業性に乏しいものについて、出願人が審査請求の要否を精査することによって、特許審査制度全体を円滑化・適正化するという趣旨で創設されたものであるが、出願人の負担も考慮しつつ、実費を下回り、出願人に適正な審査請求行動を促す程度の水準に政策的に設定されている。

法制的には、実費を勘案しつつ政策的に上限を法律で定めた上で、政令に具体的な額が規定されている。

・特許料、設定登録料、商標更新登録料

特許権、商標権等を付与する対価として徴収される料金であり、具体的に個別の経費に対応して決められるものではなく、特許特別会計の収支相償の原則から、出願料等と合わせて、全体として特許行政に係る総支出を支弁するように決定される。

法制的には、法律に具体的な額が規定されている。

(4)特許関係料金の推移

特許特別会計は、収支相償の原則を前提としつつ、以下のような諸観点から料金改定を行ってきた。

・特許部門

(i) 特許料・審査請求料・出願料の引き上げ

歳出超過が見込まれるとき、歳出超過が発生しないよう財源を確保するために各料金の引き上げを行った（昭和59、62年、平成5年）。

(ii) 特許料・審査請求料の引き下げ

出願人への費用負担を軽減するために、特許料及び審査請求料の引き下げを行った（平成10年、11年）。

(iii) 出願料・特許料の引き下げ、審査請求料の引き上げ

出願人間の費用負担の不均衡の解消及び迅速・的確な特許審査の実現を図るため、出願料及び特許料を引き下げ、審査請求料を引き上げた（平成16年）。

(iv) 特許料・出願料の引き下げ

出願人への費用負担を軽減するために、特許料及び出願料の引き下げを行った（平成20年）。

(v) 審査請求料の引き下げ

景気悪化に伴う企業の知財活動費の削減による審査請求件数の大幅減少に対し、我が国の競争力の減退を避けるため、出願人への費用負担を軽減すべく、審査請求料の引き下げを行った（平成 23 年）。

・商標部門

(i) 設定登録料・商標更新登録料・出願料の引き上げ

歳出超過が見込まれるとき、歳出超過が発生しないよう財源を確保するために各料金の引き上げを行った（昭和 59、62 年、平成 5 年）。

(ii) 設定登録料・商標更新登録料・出願料の引き下げ

出願人への費用負担を軽減するために、各料金の引き下げを行った（平成 20 年）。

(iii) その他

国際商標条約への加入に伴う一出願多区分制の導入（平成 9 年）。

・国際出願部門(特許)

(i) 調査手数料・予備審査手数料の引き下げ

国際出願推進の観点から、出願人の費用負担を軽減すべく調査手数料及び予備審査手数料の引き下げを行った（平成 24 年）。

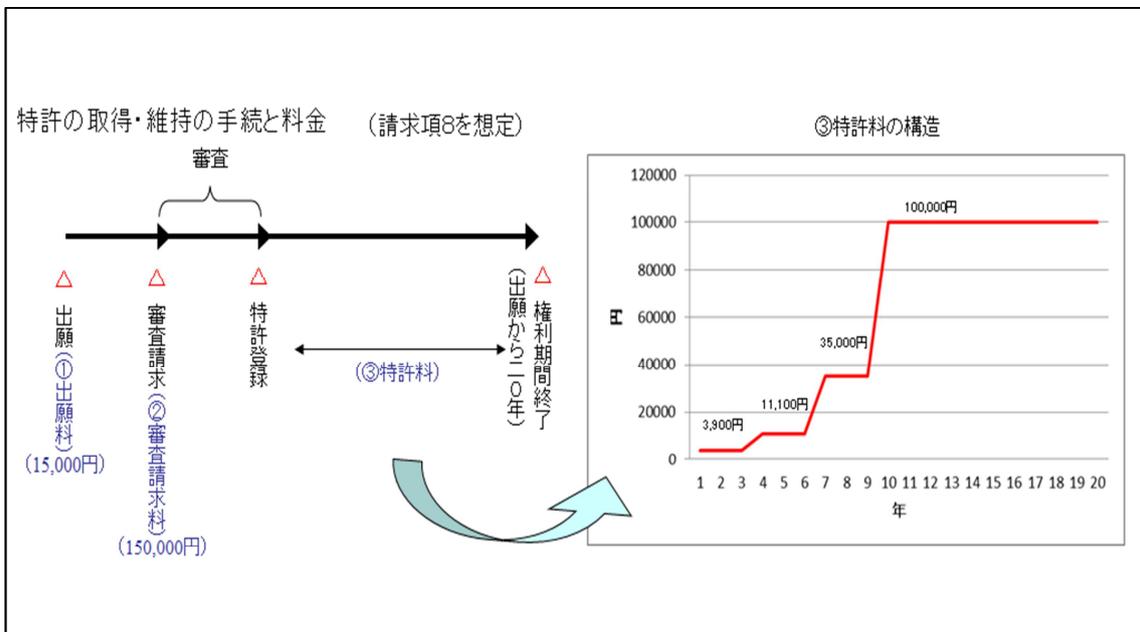
【図表 2】産業財産権関係料金一覧

	特許	実用新案	意匠	商標
出願料	法定上限 16,000円 (特許法195条2項) 15,000円 (特許法等関係手数料令 1条2項)	法定上限 14,000円 (実用新案法54条2項) 14,000円 (特許法等関係手数料令 2条2項)	法定上限 16,000円 (意匠法67条2項) 16,000円 (特許法等関係手数料令 3条2項)	法定上限 6,000円+ (区分数×15,000円) (商標法 76条2項) 3,400円+ (区分数×8,600円) (特許法等関係手数料令 4条2項)
審査請求料	法定上限 168,600円+ (請求項の数× 4,000円) (特許法195条2項) 118,000円+ (請求項の数× 4,000円) (特許法等関係手数料令 1条2項)	-	-	-
特許料・ 設定登録料	第1年から第3年まで: 毎年2,300円に1請求項につ き200円を加えた額 第4年から第6年まで: 毎年7,100円に1請求項につ き500円を加えた額 第7年から第9年まで: 毎年21,400円に1請求項につ き1,700円を加えた額 第10年から第25年まで: 毎年61,600円に1請求項につ き4,800円を加えた額 (特許法107条)	第1年から第3年まで: 毎年2,100円に1請求項につ き100円を加えた額 第4年から第6年まで: 毎年6,100円に1請求項につ き300円を加えた額 第7年から第10年まで: 毎年18,100円に1請求項に つき900円を加えた額 (実用新案法31条)	第1年から第3年まで: 毎年 8,500円 第4年から第20年まで: 毎年 16,900円 (意匠法42条)	商標設定登録料: 37,600円×区分数 更新登録申請: 48,500円×区分数 (商標法40条)

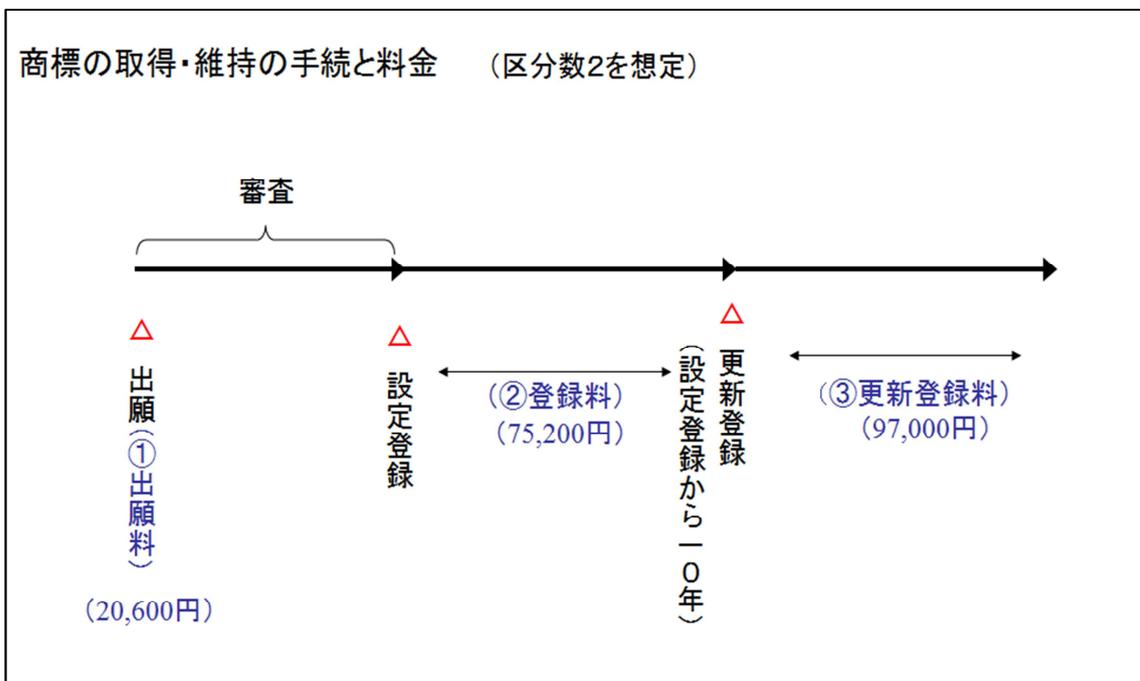
国際出願に係る手数料	
調査手数料及び送付手数料	法定上限 110,000円 (国際出願法18条2項) 実際の額 80,000円 (政令2条2項)
国際調査の追加手数料 (一発明ごと)	法定上限 78,000円 (国際出願法 8条4項) 実際の額 60,000円 (政令2条3項)
予備審査手数料	法定上限 36,000円 (国際出願法18条2項) 実際の額 26,000円 (政令2条2項)
予備審査の追加手数料 (一発明ごと)	法定上限 21,000円 (国際出願法12条3項) 実際の額 15,000円 (政令2条4項)

注 国際出願法：特許協力に基づく国際出願等に関する法律
政令：特許協力に基づく国際出願等に関する法律施行令

【図表 3】特許関連料金体系イメージ（請求項 8 の場合）



【図表 4】商標関連料金体系イメージ（区分度 2 の場合）



(5) 特許特別会計の推移

特許特別会計は昭和59年の創設以降、出願件数の増加等により歳入額は増加傾向にあり、出願件数、審査請求件数、審査処理件数の増加や、審査事務のペーパレス化、迅速化に係る投資により歳出額も増加傾向にあった。

近年における歳入額の推移状況は、平成16年に、審査請求料の引き上げを行ったことに加え、審査請求期間短縮による審査請求件数の一時的な増加による歳入の増加、また、平成20年の特許料等の引下げや平成23年の審査請求料の引下げによる歳入の減少を経て、現在に至っている。

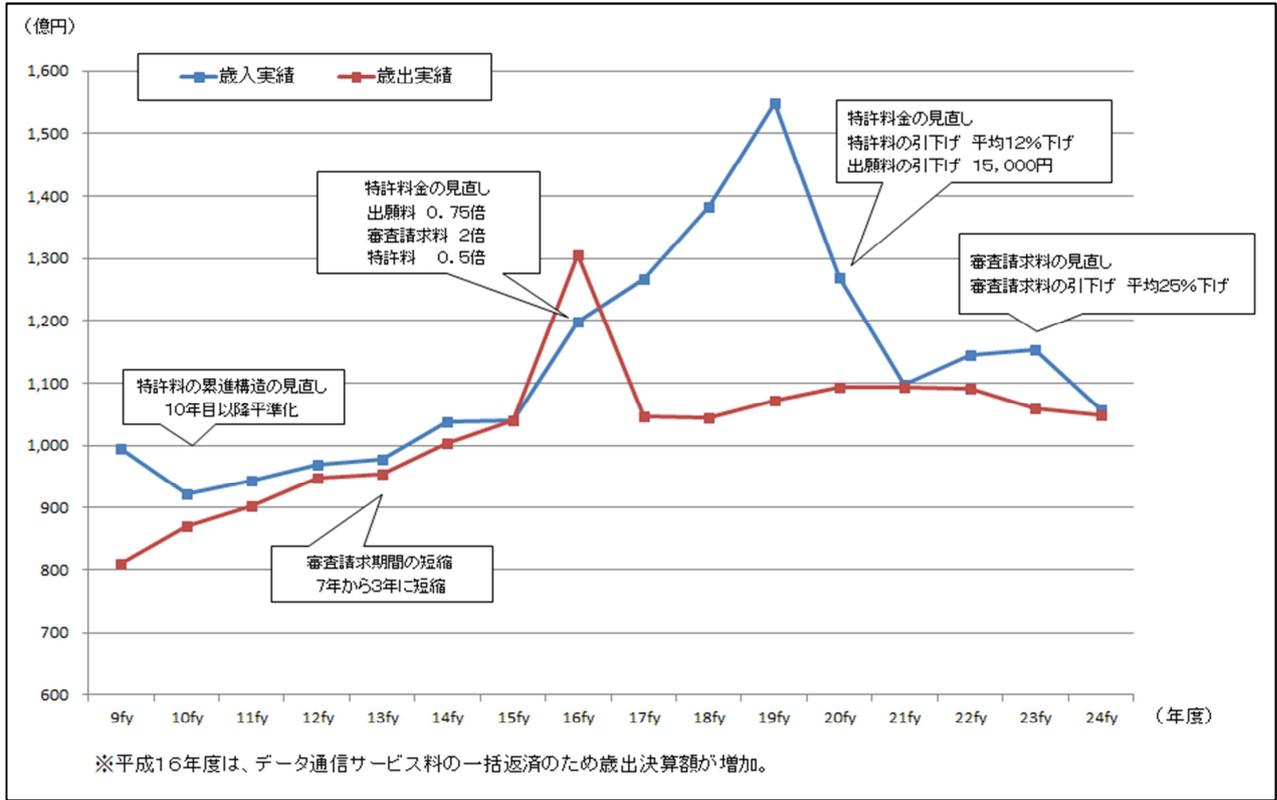
今後の歳入見通しについては、平成16年から平成20年にかけて審査請求が集中したことに伴い平成18年以降に特許登録件数が増大したことに起因して、中長期的に特許料収入が拡大することが見込まれる(【図表5】及び【図表6】)。

また、歳出面では、平成16年度に特別な要因による一時的な増加(データ通信サービスに関する残債の一括返済)はあるが、近年は毎年度微増で推移しつつ、足下では低調に推移している。

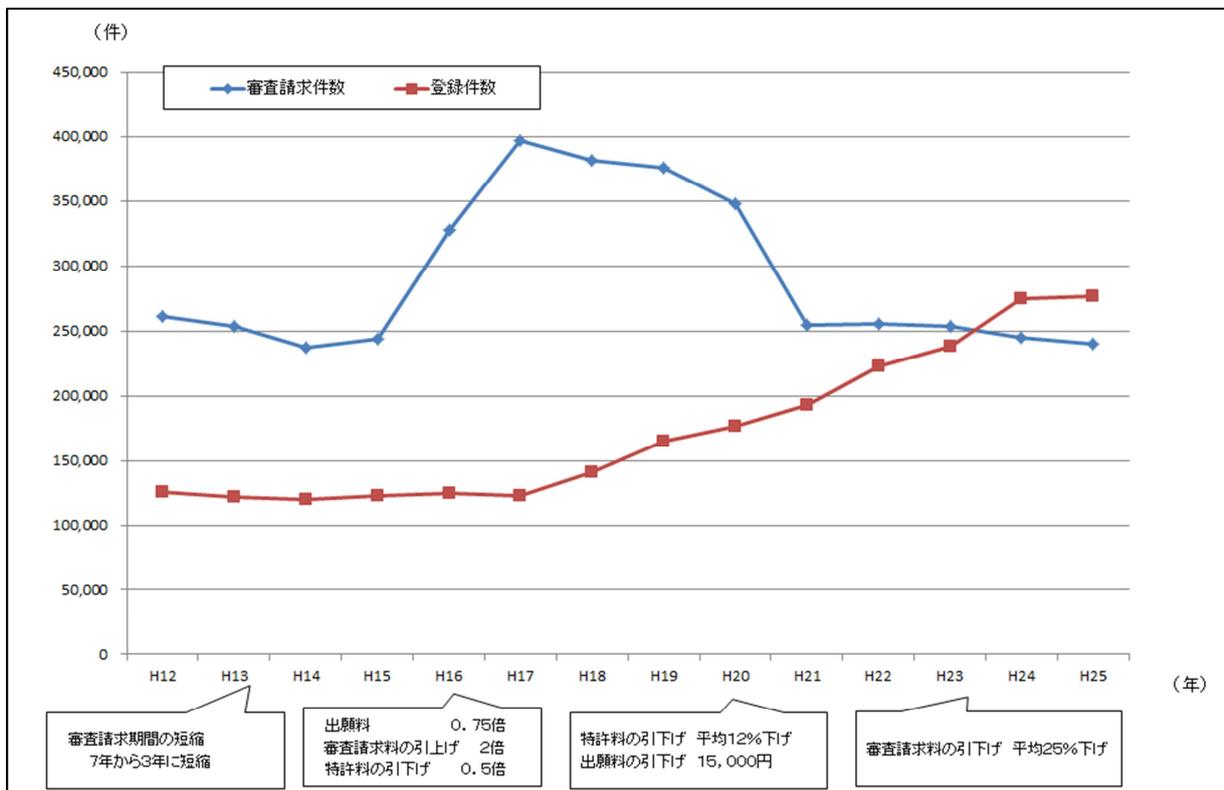
今後の歳出見通しについては、「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年度から平成34年度)の実施に係る情報システム投資など、今後10年間程度で大規模な投資も予定されており、歳出の増加が見込まれるところ。

なお、平成24年度の決算において、単年度の歳入及び歳出は概ね均衡している状況。

【図表5】 歳入・歳出決算額の推移



【図表6】 特許審査件数及び登録件数の推移

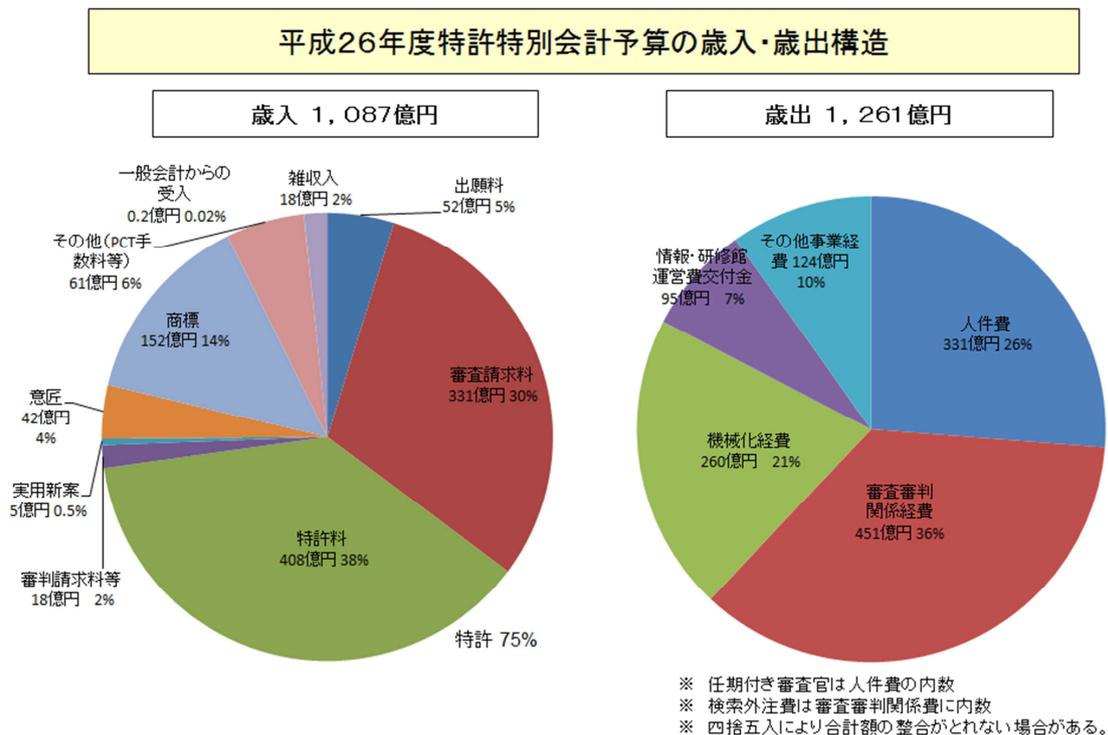


(6) 特許特別会計の歳入・歳出構造

特許特別会計の歳入構造を平成26年度の予算ベースで見れば、審査請求料収入が歳入全体の約30%を占め、特許料収入が歳入全体の約38%を占めている。また、商標部門の収入が歳入全体の約14%を占めている。一方、歳出では、人件費が歳出全体の26%、審査審判関係経費が歳出全体の36%、機械化経費が歳出全体の21%を占めている(【図表7】)。

歳出の具体的な内容としては、「世界最速かつ最高品質」の特許審査を目指し、審査体制を強化すべく任期付審査官を確保するほか、近年増加しつつある外国特許文献に係る先行技術調査の外注経費、「特許庁業務・システム最適化計画」に基づく機械化経費等に係る予算を確保している。また、近年では中小企業の知的財産活動に対してより手厚い支援を行うための予算や、知財制度の国際調和・国際貢献を図るための予算を拡充しているところである。

【図表7】平成26年度特許特別会計予算の歳入・歳出構造



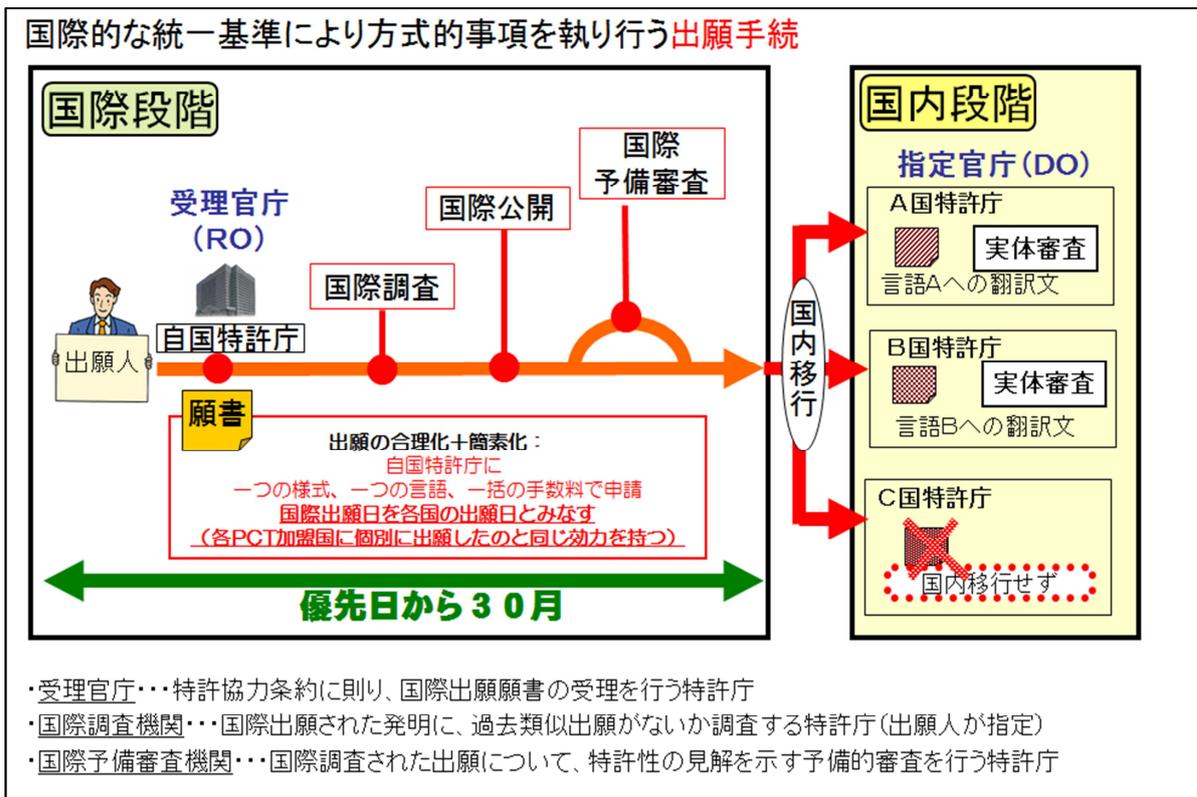
2. PCT 国際出願制度について

(1) PCT 国際出願制度の概要

PCT 国際出願制度とは、特許協力条約 (PCT) に基づき一つの国際出願を行うことで、複数の PCT 加盟国に同時に特許出願したものとみなされる制度であり、我が国においては、当該条約の国内担保法として特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律 (国際出願法) を制定している。

特許審査及び特許権の付与等は、出願人が指定した国の特許庁において、それぞれ行われる必要があるが、同時に多数の国で特許権を取得したい出願人にとっては、出願手続が簡素化されることのみならず、審査業務を担う各国特許庁にとっても、国際調査機関・国際予備審査機関 (日本、米国、欧州の特許庁など) で行われたサーチ・審査結果を各国における審査段階で利用することにより業務が効率化されるなどの利点がある。このような観点から、国際的に制度の利用拡大が図られている。

【図表8】 PCT 国際出願制度について

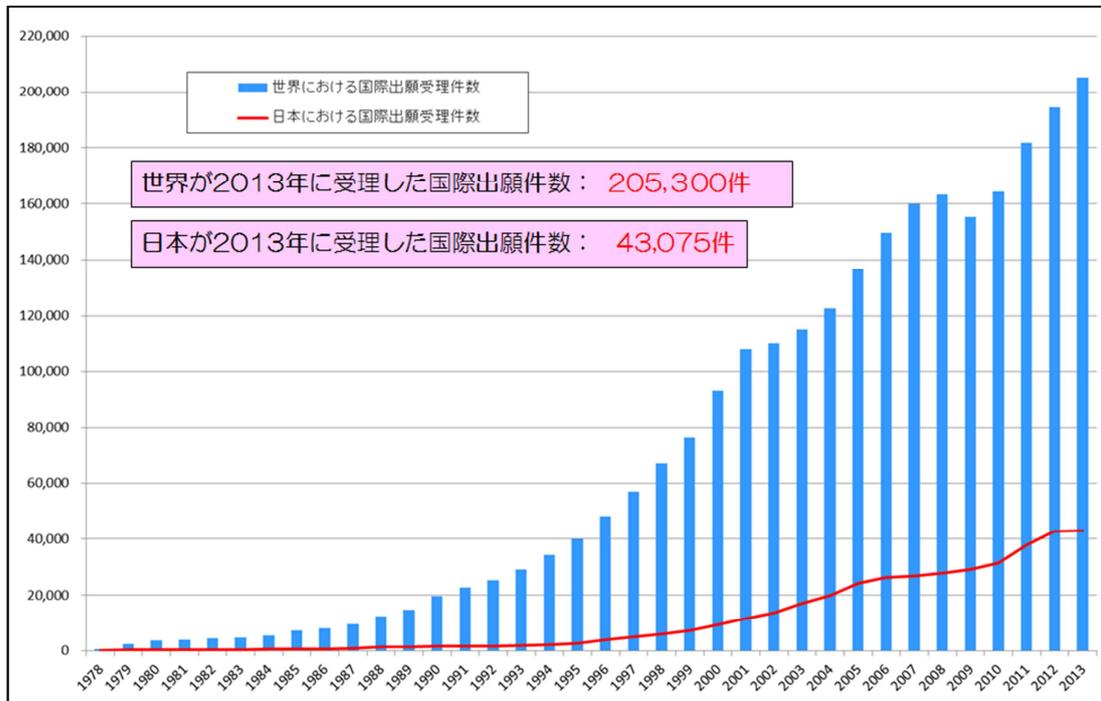


(2) 国際出願を巡る状況

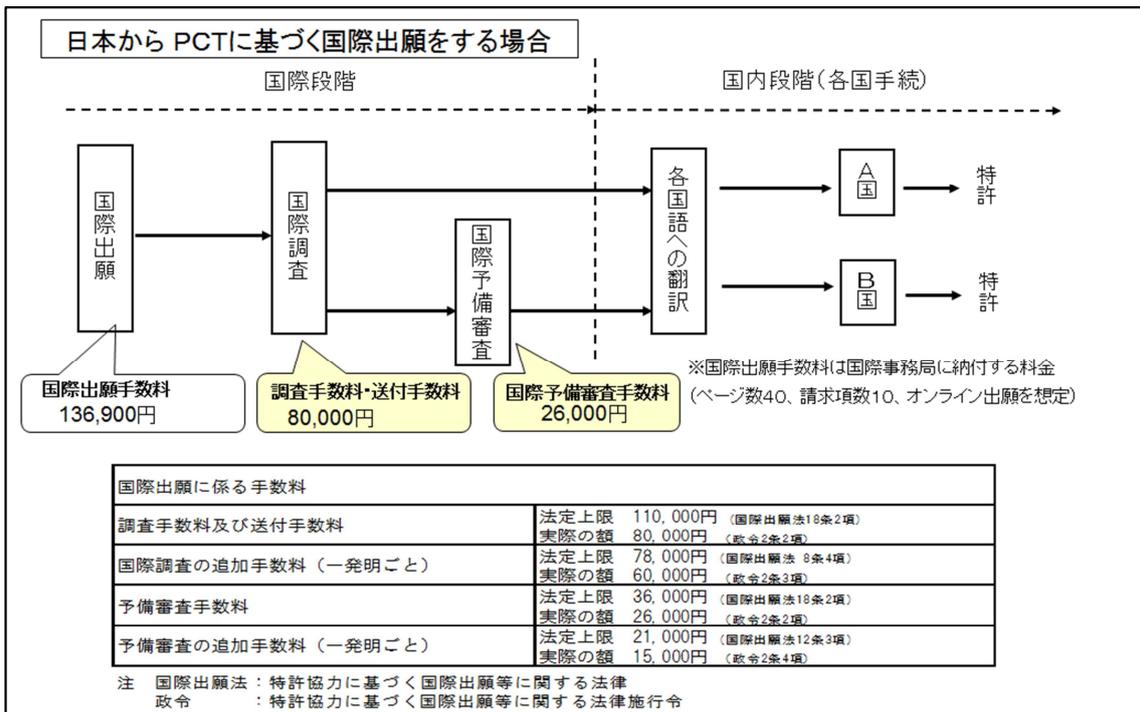
全世界においてPCT出願件数が年々増加しており、我が国特許庁が受理するPCT出願の件数についても、企業活動のグローバル化等に伴って増加傾向にある(図表9)。

我が国特許庁は、これまで、韓国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン及びベトナムの各国特許庁で受理した PCT 出願に係る国際調査等の受入れを行う機関として対応してきたところであるが、平成 27 年 4 月から、我が国企業の外国での活動の円滑化、我が国特許制度に係る国際調和・国際協力の推進、及び我が国特許庁が外国の最新技術動向等に係る知見の蓄積を図る等の観点から、米国特許庁が受理した PCT 出願に関し、日本特許庁が当該出願に係る国際調査等を受入れることを開始する予定である(図表11)。このため、今後我が国特許庁で行う英語の PCT 出願の国際調査等の件数の増大が見込まれるところ。

【図表9】 PCT 国際出願件数の推移



【図表10】 国際出願関連料金体系イメージ



【図表11】 五庁による PCT 国際調査管轄状況

